

長 第 0 6 1 4 0 0 0 2 号  
平成 2 8 年 6 月 1 4 日

各 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 管 理 者 様

和歌山県福祉保健部  
福祉保健政策局長寿社会課長  
(公 印 省 略)

居宅介護支援事業所における適正な運営、介護サービスに係る不正・不当行為の根絶及び介護サービスの質の向上について

このことについて、指定居宅介護支援事業所に対しては、従来より繰り返し、集団指導、実地指導等の場を通じて、法令遵守の義務の履行、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」等に基づく適正な運営をお願いしてきたところであるが、今般、居宅介護サービス計画を作成せずに居宅介護サービス計画費を請求及び運営基準に違反(※)し、かつ運営基準減算を行わなければならないことを知りながら、減算せず同計画費を請求したため、介護報酬の不正請求により、平成28年6月1日付けで指定居宅介護支援事業所の県知事指定取消しの行政処分(介護保険法第84条第1項第6号)を行ったところである。

※運営基準違反の概要

- ①居宅介護サービス計画について文書による利用者同意を得ていない。
- ②モニタリングの結果を記録していない。

すべての指定居宅介護支援事業所の開設者及び管理者は、介護保険に係る事業所等が社会的に大きな責任を担っていることを再認識するとともに、介護保険法等関係法令及び関係基準を遵守のうえ、適正な運営を行い、介護サービスにかかる不正・不当行為の根絶と介護サービスの質の向上に努めるよう再度お願いする。

(問い合わせ先)  
福祉保健部福祉保健政策局  
長寿社会課サービス指導班  
TEL 073-441-2527  
FAX 073-441-2523